令和８年（フ）第５８９号
愛知県知多市清水が丘２丁目1701番地の２
債務者　藤原ひかる（旧姓　桑原）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１号
宮城県遠田郡美里町字桜木町197番地３　米倉貸家Ａ棟
債務者　千葉　美咲
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２８号
岐阜県可児市土田3702番地
債務者　佐橋志津香
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４０号
岐阜県加茂郡八百津町八百津8207番地１、前住所大阪府和泉市鍛冶屋町69番地の３（101）
債務者　尾方　眞人
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４２１号
静岡県浜松市浜名区於呂875番地の３　なごみの杜
債務者　槇岡千代子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
静岡県磐田市上野部1940番地８　プラムツリーＣ号室、前住所静岡県磐田市掛下325番地４
債務者　永井　レイラこと　ワカヤマ　ナガイ　レイラ（ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＮＡＧＡＩ　ＬＥＩＬＡ）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
静岡県磐田市上野部1940番地８　プラムツリーＣ、前住所静岡県磐田市掛下325番地４
債務者　城　かおりこと　ジョウ　タカヤマ　ダニエラ　カオリ（ＪＯ　ＴＡＫＡＹＡＭＡ　ＤＡＮＩＥＬＡ　ＫＡＯＲＩ）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６７５号
大阪府守口市菊水通２丁目１番13号
債務者　富本健二こと　許　　赫
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８１号
大阪府守口市八雲東町２丁目24番２－Ａ102号
債務者　岡田　裕司
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１１号
大阪市平野区平野元町10番38―212号
債務者　ｃｌｅａ　Ｖ　ｔｕｂｅｒこと　久斗　佑気
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５９号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目24番13―302号、前住所大阪府摂津市新在家１丁目19番16―12号
債務者　寺西　和彦
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９０号
大阪府守口市金田町２丁目２番６―102号
債務者　金谷　光浩
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１４号
大阪府豊中市上津島２丁目18番13号
債務者　萩原　美恵
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４３号
大阪府守口市金田町２丁目２番６―102号
債務者　金谷真由美
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２６４号
大阪府四條畷市岡山東３丁目５番26号　クィーンズヒルＢ　101
債務者　北川　香帆
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８６号
大阪市生野区生野東２丁目１番26号　ハイツ花岡　202号、前住所大阪市生野区勝山北２丁目８番21号
債務者　榮　　彩花
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部